



# 岩沼市新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金 **第5期** について

宮城県では、県内全域（仙台市を除く）で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下のとおり、対象となる施設を運営する事業者に対し、対象期間において営業時間を短縮するなどの協力を要請しました。次の対象期間中、**全面的にご協力いただいた事業者には、岩沼市から協力金を支給します。**

## 対象期間

令和3年 **9月13日(月)午後8時から**  
令和3年 **10月1日(金)午前5時まで**

## 対象となる施設

### 食品衛生法上の営業許可を取得している**飲食店**

※宅配、テイクアウトのみ行っている事業者は除きます。

※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は、**要請に関わらず営業ができます**。ただし、要請に応じて営業時間の短縮などに協力いただいた場合は、協力金を支給します。

## 支給額

支給額は、1施設1日当たりの単価×**18日間**です。中小企業者は、下記のAまたはBの算定方式からいずれかを選択してください。大企業はBのみとなります。


|                              |                       |   |                                     |           |
|------------------------------|-----------------------|---|-------------------------------------|-----------|
| A 売上高方式<br>・中小企業者            | 令和元年または令和2年の1日当たりの売上高 | 0～83,333円   | 83,334～250,000円                     | 250,001円～ |
|                              | 1日当たりの単価              | 25,000円/日   | 25,000～75,000円/日<br>(1日当たりの売上高×0.3) | 75,000円/日 |
| B 売上高減少額方式<br>・中小企業者<br>・大企業 | 1日当たりの単価              | 1日当たりの売上高減少額×0.4<br>※上限：令和元年または令和2年の1日当たりの売上高×0.3<br>または <b>200,000円</b> の低い方<br><b>売上高減少額の計算</b><br>(令和元年または令和2年の1日当たりの売上高)－<br>(令和3年の1日当たりの売上高) |                                     |           |

※1日当たりの売上高の計算方法は、準備が整い次第、市ホームページでお知らせします。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

## 支給対象となるための要件

次の全ての要件を満たしていることが必要になります。

- ① 令和3年9月12日(日)以前から開業していること
- ② 対象期間において、**午前5時から午後8時までの営業時間短縮に全面的にご協力いただくこと**  
※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は“短縮”に当たらないため、協力金支給の対象外です。
- ③ **酒類の提供は、午前11時から午後7時までとしていただくこと**  
※施設利用者による酒類の店内持ち込みを含みます。
- ④ **「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター」を取得し、店舗出入口の外側に掲示していただくこと**  
※当該ポスターは県ホームページから申請し、ダウンロードできます。  
ホームページをご覧になれない方は、宮城県食と暮らしの安全推進課 (☎022-211-2643) へ問い合わせください。  
 ▲申請サイト
- ⑤ **要請に協力していることを告知していただくこと**  
**必要事項** / 店舗名、要請へ協力する期間・時間、従前の営業時間、酒類の提供時間  
**告知方法** / 店舗の出入口外側への貼り紙、ホームページ、SNS、チラシなど  
※張り紙の様式は市ホームページからダウンロードできますので参考にしてください。必要事項を満たしていれば任意の様式でも可能です。

県の要請により、  
感染症拡大防止のため、次のとおり、  
**時短営業**します。

【期間】 月 日～ 月 日  
ただし、月 日～ 月 日は休業します。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 通常の来店時間   | 通常の来店時間   |
| 時 分       | 時 分       |
| 時短営業の来店時間 | 時短営業の来店時間 |
| 時 分       | 時 分       |

※酒類の提供は、  
時～ 時までに短縮しています。

店舗名 (住所)

## 申請方法

詳しい内容は、宮城県から情報が届き次第、市ホームページでお知らせしますので、トップページの新着情報を確認願います。

## 受付方法

岩沼市内に対象となる施設がある事業者については、岩沼市が受付窓口になります。申請受付の準備が整いましたら、市ホームページでお知らせします。

※以上の内容は、**宮城県からの情報により作成しています**。今後、県からの情報により、内容が変更となる場合もありますので、その際は適宜、市ホームページでお知らせします。  
また、最新の情報を確認する場合は、**県ホームページも併せてご覧ください**。  
※仙台市とは異なる協力金制度となりますので、ご注意ください。

## 問い合わせ先

■ 協力金に関すること : 岩沼市役所6階 新型コロナウイルス対策室  
☎0223-23-5240 (平日 午前9時～午後5時)

■ 時短要請に関すること : 宮城県時短要請相談窓口  
☎022-774-7047 (平日 午前9時～午後5時)